

12 採用について

- (1) 長野県教育委員会が採用します。小学校及び中学校教員については、採用候補者の中から学校の希望条件に適合する者を市町村教育委員会（市町村学校組合教育委員会を含む）に推薦し、当該市町村教育委員会の内申により採用します。また、特別支援学校については、採用候補者の中から学校の希望条件に適合する者を採用します。
- (2) 令和9年4月1日から勤務することを条件とします。
- (3) 日本国籍を有しない者にあつては、教員の種別は、任用の期限を付さない常勤講師とします。
- (4) 採用に係る手続き、日程等については、該当者に別途通知します。
- (5) 小学校・中学校・特別支援学校教員選考で合格となった者の採用にあつては、希望と異なる校種へ配置することがあります。また、義務教育学校へ配置することがあります。
- (6) 小学校・中学校・特別支援学校教員選考枠で採用された者の2校目以降の人事異動については、異校種経験の重要性に鑑み、小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校間で行うことがあります。
- (7) 令和8年12月25日に施行される学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）第2条第8項に規定する、特定性犯罪事実該当者ではない者を採用条件の1つとします。
 - ・ 採用過程で性犯罪歴が無いことを書面等で確認します。
 - ・ 採用予定者を対象に、こども性暴力防止法施行後に、こども性暴力防止法第4条第1項に基づき犯罪事実確認を実施します。
- (8) 採用候補者名簿への登載後、重要な経歴の詐称や信用失墜行為等教員としてふさわしくない行為が判明した場合は、採用候補者名簿への登載及び採用内定を取り消すことがあります。